

平成28年度

大阪府の施策推進についての

我が会派の見解

平成28年8月

自由民主党・無所属 大阪府議会議員団

大阪府の施策推進についての我が会派の見解

今般、大阪府の各種施策の推進にあたって、自由民主党・無所属 大阪府議会議員団としての見解をとりまとめたので、議員団の総意として提出する。

提言内容の実現にあたっては、最大の努力をされるよう強く要望する。

平成28年8月24日

大阪府知事

松井 一郎 殿

自由民主党・無所属 大阪府議会議員団

幹事長 杉本 太平

政務調査会長 みつぎ 浩明

目 次

I 未来を担うひとづくり 1

1 幼児教育の発展と質の向上、こども・子育て支援制度

- (1) 『(仮称) こども局』の設置
- (2) 子育て・教育応援クーポンの発行

2 こどもの規範意識を高める教育

- (1) 郷土愛・「公共」の精神の涵養
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 国語教育の強化

3 大阪の教育の立て直し

- (1) 私学助成制度の充実
- (2) 府立高校の入学選抜制度のあり方
- (3) こどもの体力向上
- (4) いじめ対策等
- (5) 学力の向上
- (6) がん教育の充実
- (7) ソーシャルメディアにおけるリスク対策
- (8) 選挙権年齢の引き下げに伴う教育の充実
- (9) 教育行政基本条例及び府立学校条例の運用
- (10) 管理職の強化
- (11) 教育環境の充実
- (12) 安全な学校づくり
- (13) 支援教育・支援学校の充実
- (14) 大阪市立特別支援学校の府への移管
- (15) 教育施策の効果検証
- (16) 年間授業数の拡充

II あんしんづくり 4

1 出産・子育て応援社会の実現

- (1) こども運賃の無料化
- (2) 出産・子育て応援のための社会環境づくり
- (3) 地域医療介護総合確保基金事業
- (4) 乳幼児医療費助成制度等の拡充
- (5) 少子化対策

2 医療の充実

- (1) がん治療を中心とした世界一の医療拠点の整備
- (2) 総合的な健康増進施策の展開
- (3) 国民健康保険制度改革

3 女性や子どもたちが安心して暮らせる社会の実現

- (1) 児童虐待の撲滅
- (2) こどもの貧困対策
- (3) 不登校・ひきこもり等の支援
- (4) 医療・救急なんでも電話相談の創設
- (5) DV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進
- (6) 犯罪被害者支援
- (7) すべての女性が輝く社会の実現

4 高齢者が生きいきと暮らせる社会の実現

- (1) 認知症対策
- (2) 介護基盤の充実

5 障がい者が社会の一員として暮らせる社会の実現

- (1) 障がい者、難病患者の雇用促進
- (2) 社会参加の促進
- (3) 障がい者スポーツの振興

6 総合治安対策の強化

- (1) 警察官の増員、交番及び信号機の設置
- (2) 安全なまちづくり
- (3) 自転車総合対策
- (4) 交通安全対策
- (5) 悪質商法・詐欺対策
- (6) 危険ドラッグ対策
- (7) 貧困ビジネス対策
- (8) 違法民泊対策

Ⅲ にぎわいづくり 8

1 世界都市OSAKAブランド委員会の設立

2 スポーツメガイイベントを起爆剤とした観光戦略

3 大阪観光局を中心にオール大阪の観光戦略

- (1) アジアからの観光客の誘致
- (2) 観光力の強化
- (3) 大阪観光局
- (4) クルーズ船の誘致

4 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録等

- (1) 百舌鳥・古市古墳群
- (2) 日本遺産の認定

5 2025大阪万博の誘致について

IV まちづくり 10

1 大阪のまちをつよく

- (1) 南海トラフ巨大地震などの防災対策
- (2) 密集市街地の解消
- (3) 土砂災害対策
- (4) 交通渋滞の解消、インフラの維持管理、環境対策
- (5) 運輸事業振興助成補助金の適正な予算化

2 大阪への首都機能・国際機関等の移転等

3 暮らしとまちの再生

- (1) 商店街の振興
- (2) ふるさと納税制度の拡充
- (3) 千里ニュータウン・泉北ニュータウンの再生
- (4) 府営住宅のあり方
- (5) 都市緑化等
- (6) 公園の整備
- (7) 先行的広域事業のゼロベースでの見直し
- (8) 咲洲エリアの活性化
- (9) 地域コミュニティの醸成等に向けた公営住宅等のストック活用

V 大阪の産業を元気に 13

- (1) 『(仮称)大阪・アジア連携局』の設置
- (2) 法人府民税均等割に係る超過課税の基金化
- (3) 中小企業支援
- (4) 世界を支える大阪(ものづくり企業のアピール)
- (5) 大阪の農林水産業の活性化
- (6) 科学技術の振興
- (7) 都市力強化のための経済再生
- (8) 電力供給確保等エネルギー政策
- (9) 就労対策等
- (10) 公契約条例の検討

VI 交通ネットワークをひろげる 15

- (1) 高速道路等の整備等
- (2) 鉄道ネットワークの整備等
- (3) 関西国際空港の活用
- (4) 府営港湾の活用

VII 大阪府政の立て直し 16

- (1) 収支見通しの検証

- (2) 知事重点事業等の効果検証
- (3) 優秀な人材確保・組織体制の強化
- (4) 特別顧問・特別参与の活動の見える化
- (5) 新公会計制度の活用

I 未来を担うひとづくり

1 幼児教育の発展と質の向上、こども・子育て支援制度

(1) 『(仮称) こども局』の設置

- 『(仮称)こども局』を設置し、こどもに関わる施策を一元的・機動的に展開することができる体制を構築すること。

(2) 子育て・教育応援クーポンの発行

- 乳幼児期の保育・教育への公金投入は財政負担ではなく投資であるという観点から、幼稚園、認定こども園、保育所などで利用可能な子育て・教育応援クーポンの発行など、幼児教育の無償化について実現を図ること。

2 こどもの規範意識を高める教育

(1) 郷土愛・「公共」の精神の涵養

- 授業及び特別活動において、地域の歴史や伝統・文化の教材化を進め、郷土大阪を大切にすることを育むため、「大阪らしさ」を生かした教育改革を着実に推進すること。併せて、学習指導要領の趣旨に則り、卒業式や入学式及び運動会等の学校行事において国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう各校長に指導を徹底するとともに、音楽の授業において国歌の指導を行うよう取り組むこと。また、国歌斉唱にあたっては、ピアノ伴奏とするよう取り組むこと。

さらに、体験を重視した教育活動を通じて、郷土を愛し、「公共」の精神を涵養する教育を進めるなど、児童・生徒の心の教育の充実を積極的に図るとともに、学校以外の公共施設においても、日々国旗が掲揚されるよう努めること。

- 修学旅行の実施については、皇室に対する敬意を養うため皇居への訪問や、歴史的・文化的な観点から靖国神社、伊勢神宮、遊就館、知覧特攻平和会館などを訪問するよう取り組むこと。

(2) 道徳教育の充実

- いじめの問題など、こどもたちの心を大きく傷つける事件や深刻な事態が見受けられる中、道徳の教科化を受け、こどもたちに豊かな心を育て、また社会で生きる上での規範意識をしっかりと根づかせるよう道徳教育の充実を行うこと。

(3) 国語教育の強化

- 我が国の文化の基盤を成す国語は、学校教育のあらゆる教科や様々な学問の基盤でもあるため、国語教育の強化を図ることによって、すべての学力の基礎となる言語力をさらに培い、こどもたちが主体的・協働的な学びに向かう力の育成に努めること。

3 大阪の教育の立て直し

(1) 私学助成制度の充実

- 私立高校の授業料助成制度については、私学の独自の教育環境や特色を失う可能性となるキャップ制を見直し、授業料における58万円を超える部分の負担については、柔軟な学校選択が可能となるよう検討すること。

- 大阪府外へ進学する生徒についても、授業料支援補助金の対象とする

こと。

- 効果検証が不十分であることから、この制度の適用を受けたこども達の私立高校における学びの実態をさらに詳細に調査すること。

また、私立高校への進学を希望する生徒の進路選択に資するため、私立学校に係る教育方針や経営状況等の情報公開をさらに充実させること。

- 私立学校に対する経常費補助金については、国の財源措置水準まで完全に復元すること。
- 私立学校施設における避難所運営に不可欠な災害備蓄物資の整備に対し、十分な支援措置を講ずること。

(2) 府立高校の入学選抜制度のあり方

- 「大阪市統一テスト」については、大阪府公立高等学校入学選抜において、大阪府内で同じ選抜を受験するにもかかわらず、府内統一ルールに加えて、評定に関して大阪市だけが独自の方針を設けることで、反対に不公平が生じている。大阪市に対し、市独自の方針を廃止し、「大阪市統一テスト」を中止するよう、働きかけること。

(3) こどもの体力向上

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、大阪府のこどもたちの体力が全国に比べて低い状況にあることから、学校外の様々な人的資源を活用し、モデル校での実施に留まらず、全校にこどもの体力向上に向けた取組みを拡げていくこと。

(4) いじめ対策等

- スクールカウンセラーの配置を小学校にまで拡充させ、いじめに関して児童生徒が相談できる相談窓口の充実を図ること。

併せて、子どもの家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携して対応することのできるスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ること。

(5) 学力の向上

- 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、児童・生徒の学力向上に資するため、習熟度別少人数授業など、個に応じた指導の充実を進めるとともに、そのために必要とされる優秀な教員を確保すること。
- 学習意欲の向上と、自学自習の定着のため、放課後に児童の自主学習を支援するなどの取組みを進められたい。
- 学校図書館をより一層活用し、こどもの読書活動を促進するために、蔵書の計画的な整備や開館時間の確保等、読書環境の充実に向け、図書館司書の専門性を生かした学校図書館支援の取組みを進めること。

(6) がん教育の充実

- 外部講師を積極的に活用するとともに、副教材の充実を図り、取組みを促進すること。

(7) ソーシャルメディアにおけるリスク対策

- 携帯電話への過度の依存、ソーシャルメディアを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、トラブルに巻き込まれないよう、外部の専門家を招き、リスク対策を充実すること。

(8) 選挙権年齢の引き下げに伴う教育の充実

- 府教育委員会が平成28年2月に策定した「政治的教養を育む教育推

進のためのガイドライン」を踏まえながら、すべての高校生が選挙権行使に必要な教養を身に付けられるよう、政治的教養を育む教育の充実を図ること。

また、次世代の社会を担う成熟した公民として、選挙権を適切に行使できるよう、小中学校においても意識づけを図ること。

(9) 教育行政基本条例及び府立学校条例の運用

- 校長の採用にあたっては、原則公募制を廃止し、「公募することができる」とする規定に改めること。
- 府立高校の再編整備にあたっては、単に生徒数の減少に対応するだけでなく、学校ごとの特色の充実を図るという視点を持って取り組むこと。

(10) 管理職の強化

- 管理職について研修の充実を図るとともに、管理職希望者の減少に伴う教頭不足問題の解消に努めること。

(11) 教育環境の充実

- こどもたちの教育環境を充実させ、安心・安全な学校生活を送れるよう、老朽化した校舎・講堂兼体育館の改築及び補修整備(校舎美装、便所の改修、プールの改修、給水設備の整備、床の張りかえ)については、速やかに実施すること。
- 府立高校における食堂においては、食育上の観点から学食提供の充実を図るとともに、設備の更新を進めること。
- 家庭・地域と連携して登下校時等の安全対策を進めるなど、子供の安全確保を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進めること。
- 特別支援学級への空調設備の設置を完了するとともに、普通教室における空調設備の設置を進めること。
- 地域による学校支援の取り組みや、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援などについては、大阪府の施策による支援が府内の市町村に等しく行き渡る措置を講じること。
- 学びたい意欲のある若者が進学できるように、貸付金の増額や給付型奨学金の枠を拡大するなど、高校生等を対象とした既存の奨学金制度を充実すること。

(12) 安全な学校づくり

- 「私立学校耐震化緊急対策事業」について、大阪における耐震化は全国平均を下回り、財政状況によって実施が困難な学校があることから、耐震化が完了するまで事業の継続を図ること。
- 市町村が実施する安全対策(青パトなどの見守り活動、防犯カメラ等)について財政支援を行うこと。

(13) 支援教育・支援学校の充実

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備、充実を計画的に図ること。

(14) 大阪市立特別支援学校の府への移管

- 今年4月から府へ移管されているが、児童生徒や保護者が引き続き安心して必要な教育を受けられるよう、今後も適切に対応すること。

(15) 教育施策の効果検証

- 危機的な財政状況が続く中、これまで多額の税金を教育施策に投入してきた以上、費用に見合う効果が得られたかどうか、事業本来の目的を

踏まえた効果検証を早急に行い、その結果を公表すること。

(16) 年間授業数の拡充

- 土曜授業の積極的な活用等により年間授業数を拡充させ、こどもたちの学力・人間力の向上を目指すとともに、学校と地域の連携強化を進めること。

Ⅱ あんしんづくり

1 出産・子育て応援社会の実現

(1) こども運賃の無料化

- 子育て支援の観点から、大阪市と共同して大阪市営地下鉄を利用するこどもの運賃について全額無料化を導入すること。

(2) 出産・子育て応援のための社会環境づくり

- 女性が結婚・出産・育児のライフステージに応じた多様な働き方ができ、子どもや家族のそばで仕事できるよう、在宅ワーク、テレワーク、フレックスタイムの拡大を通じて、働き方改革を推進するとともに、潜在有資格者の現場復帰・再就職を支援すること。
- 働く場所で幼児を預けることのできる企業内保育施設の設置を推進し、親がこどものそばで働くことのできる環境整備に取り組むこと。
- 認定こども園の拡充、保育士賃金の改善、育児相談・保育園探しをサポートする保育コンシェルジュの設置等を通じて、待機児童の解消を図るとともに、保育の質を高めるよう取り組むこと。
- 認可保育所のみならず、小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業など様々な形態の保育サービスの導入を検討し、待機児童解消に向けてあらゆる方策を講じること。
- 保育時間の延長や休日、夜間、一時預かり、病児・病後児保育など多様なニーズに対応できるよう、さらに民間保育所等に対する助成の充実を図ること。
- 訪問型病児保育事業については、女性が輝く社会をめざし仕事と子育てを両立できる環境を整えるために、民間の活力を生かしながら利用者が使いやすい制度となるよう地域のニーズを踏まえ取り組みを進めること。
- 新型インフルエンザをはじめとした健康危機管理事象が発生した際には、学校との連絡・協力体制に基づく連携を図るなど、より一層の健康危機管理体制の強化を図ること。
- 夜間・休日の精神科を含む救急医療体制及び夜間の歯科救急医療体制の充実を図ること。

(3) 地域医療介護総合確保基金事業

- 事業実施に際し、関係団体や市町村等の意見を十分取り入れ、引き続き確実に事業が実施できるよう所要予算額の確保を行うこと。
- 「地域包括ケアシステム」を構築するため、医師、歯科医などの専門職が役割を発揮できるネットワーク化の整備に向け、府が関係機関との橋渡しを進めていくこと。

(4) 乳幼児医療費助成制度等の拡充

- 乳幼児医療費助成制度については、市町村がさらに制度を拡充できる

よう、所得制限を撤廃し、対象年齢を引き上げるなど府の支援を拡充すること。

- 老人医療、ひとり親家庭医療及び身体障がい者及び知的障がい者医療の医療費助成制度については、精神障がい者・難病者への対象拡大など、市町村との協議を進め、府の支援を拡充すること。

(5) 少子化対策

- 少子化対策の重要性が増す中、講座や交流会など、結婚を願う独身男女の出会いのきっかけづくりについて、府の関与を検討すること。

2 医療の充実

(1) がん治療を中心とした世界一の医療拠点の整備

- BNCT(ホウ素中性子捕捉療法)をはじめとするがん医療の最先端施設の整備を推進するとともに、全国最低レベルであるがん検診の受診率の向上に努めること。
- がん対策基金を積極的に周知して、その活用を強化し、がん予防や早期発見に資する取組みを進めるとともに、広く寄付を募れるよう府民や企業へ働きかけること。
- 治療を受ける側(患者側)に寄り添う医療体制の整備に取り組み、がん診療拠点病院において、患者や家族が、がん治療、就労支援、治療費などについて相談しやすい、がん相談支援センターの質と体制を強化し、患者やご家族が「相談支援センター」を利用されるよう促進していくこと。

(2) 総合的な健康増進施策の展開

- 高齢社会に対応した介護老人保健施設の整備促進、保健・医療面からの在宅高齢者対策などを推進すること。また、大規模食中毒事件などの健康危機管理体制の充実を図ること。
- 結核事情を改善するため、DOTSを中心とした結核対策の推進を図るとともに、今後発生が危惧されている新型インフルエンザ、ウエストナイル熱等の新興・再興感染症等やエイズ、O157、ノロウイルスなどに対応し得る総合的感染症対策を推進すること。
- 多くの府民、特に子供たちに深刻な影響を与える路上喫煙(いわゆる「歩きたばこ」)について、まちの美化や健康・防災・防火の観点から、効果的な対策を積極的に実施すること。

(3) 国民健康保険制度改革

- 持続可能な制度の構築に向けて国と地方との間で十分協議した上で制度設計を行うよう求めるとともに、被保険者の保険料負担が軽減できるよう、さらなる財政措置を国に働きかけること。また、市町村の赤字解消が進むよう、府の施策を見直すこと。

3 女性や子どもたちが安心して暮らせる社会の実現

(1) 児童虐待の撲滅

- 児童虐待の対応に係る責任体制の明確化を図ること。
- 児童虐待ゼロを目指し、虐待の予防及び早期発見から虐待を受けた児童の保護及び自立支援まで、児童を虐待から守るための総合的な施策を推進されるとともに、子ども家庭センターの機能強化や児童虐待防止地域ネットワークの充実を図ること。

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の普及啓発活動を強化すること。
- 里親を支援する専門機関の設置を拡充するなど、里親の育成と、里親に対する支援をさらに拡充すること。
- (2) こどもの貧困対策
 - 貧困の連鎖を止めるため、国、市町村と連携し、教育・就労・生活支援など総合的に取り組むこと。
- (3) 不登校・ひきこもり等の支援
 - 市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置に係る交付金予算を増額すること。
- (4) 医療・救急なんでも電話相談の創設
 - 救急医療体制の更なる充実を図るため、#8000と#7119を統合し、医療・救急なんでも電話相談を創設すること。
- (5) DV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進
 - DV防止のために学校、家庭、地域などで意識啓発を進めること。また、被害者の早期発見・保護につなげるための医療・福祉・教育関係者に対する知識の普及に努め、被害者の状況に配慮した警察等との連携強化をはかること。
 - 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けて関係市町村に働きかけるとともに、専門職員の人材養成とセンターの設置運営に係る財源措置を行うこと。
 - DV再発防止に向けた加害者へのカウンセリングや男性相談員の配置など相談体制を強化すること。
 - DV被害者を支援するシステムの充実を図ること。
- (6) 犯罪被害者支援
 - 全国一実効性のあるものとするべく、条例の制定をはじめとする施策の再構築に取り組むこと。
 - 性犯罪・性暴力被害者支援については、相談体制の強化など、警察や医療機関等の連携した被害者支援ネットワークの強化を図ること。
- (7) すべての女性が輝く社会の実現
 - 男女共同参画社会の実現を目指し府民・事業者・行政が一体となって男女共同参画を推進すること。また、これまで長年にわたり、ともに歩んできた女性団体の果たしてきた役割を尊重し、支援しつつ、「すべての女性が輝く社会」の実現をめざした女性の活躍促進施策の全庁横断的な推進についても積極的に取り組むこと。

4 高齢者が生きいきと暮らせる社会の実現

- (1) 認知症対策
 - 認知症サポーター、認知症地域支援推進員の育成に努めるなど認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を軸に、本府の認知症対策の充実を図ること。
 - 高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、身元不明となる高齢者への対策として、市町村、警察等関係機関と連携し、近隣府県と広域的なネットワークを構築すること。
 - 増え続ける認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の

より一層の利用促進に向けて、専門職団体等とも連携しながら取り組みを進めること。

(2) 介護基盤の充実

- 介護離職ゼロを目指し、介護人材の確保と離職防止のため、待遇改善を図ること。
- 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護拠点の建設を促進し、入所待機者を解消するとともに、介護療養型医療施設の円滑な転換や、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー確保のための改修に取り組むなど介護基盤の充実を図ること。

5 障がい者が社会の一員として暮らせる社会の実現

(1) 障がい者、難病患者の雇用促進

- 障がい者を雇用する企業を強力にバック・アップし、府内の障がい者実雇用率を法定雇用率まで引き上げること。
- 制度の狭間で取り残されるかたちとなっている難治性疾患患者の雇用促進にも取り組むこと。

(2) 社会参加の促進

- 障がい児の教育機関卒業後の社会参加を促進するため、職業教育・進路指導の充実を図ること。

(3) 障がい者スポーツの振興

- 障がい者のスポーツの振興を図り、社会参加を一層促進すること。
また、2020年の東京パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツセンター等を活用した積極的な協力を行うこと。

6 総合治安対策の強化

(1) 警察官の増員、交番及び信号機の設置

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、人口10万人あたりの刑法犯の犯罪率が全国最多であることから、安全なまち大阪の確立に向け、警察官の増員に引き続き努め、交番の増設に積極的に努めること。
- さらに、事故危険箇所には信号機を積極的に設置するなど、今後とも歩行者等の安全確保に努めること。

(2) 安全なまちづくり

- 治安・テロ対策を強化し、ICTを活用したサイバーセキュリティーを強化するなど、世界で一番安全な都市を目指した取り組みを推進すること。
- 防犯カメラ及びLED防犯灯の設置補助などの整備促進を図るとともに、地域での防犯活動拠点の整備や資機材への助成を行うこと。

(3) 自転車総合対策

- 全中学生、高校生に対する交通安全教育の徹底、意識啓発、自転車専用レーンなど通行環境の整備、駐輪スペースの確保、放置自転車対策等の施策を推進するとともに、自転車に係る安全教育の推進など警察による対策と連携した自転車走行環境の整備を拡充すること。

(4) 交通安全対策

- 府民を交通事故から守り、快適な歩行空間を提供するため、歩道設置、道路照明灯(幹線道路の歩道照明を含む)、防護柵などの交通安全施設の整備を進めること。また、バリアフリー化や横断歩道橋の撤去に努めるとも

に、コミュニティ道路、歩道設置など通学路の安全対策、幹線道路を中心とした交差点形状の改良などの交通事故抑止対策を拡充すること。

- 鉄道においては、プラットフォームからの転落防止を目的とした可動式ホーム柵の整備促進に努めること。

(5) 悪質商法・詐欺対策

- 消費者被害を未然に防止するため、消費者保護条例の積極的運用と関係機関との連携を図るとともに、消費生活センターの機能の充実強化、相談事業の府民への周知徹底などにより、消費者の利益保護に努めること。
- 個人番号カードの普及促進に向けて、交付体制の充実強化はもとより、多目的利用の検討を進めるとともに、府が保有する府民の個人情報漏洩等が発生しないよう、より一層の情報セキュリティ対策に取り組むとともに、府が保有する個人情報の漏洩や成りすましによる被害者を生み出さないための対策をしっかりと講じること。

(6) 危険ドラッグ対策

- 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」の実効性を高めるとともに、新たな危険ドラッグの濫用の未然防止を含めた対策の強化に努めること。
また、近畿厚生局麻薬取締部、大阪税関などの関係機関と連携して薬物の供給根絶に努めること。

(7) 貧困ビジネス対策

- 貧困ビジネスに対する適切な法規制と必要な対策に要する経費への財源措置等を国に要望するとともに、貧困ビジネス対策に引き続き取り組むこと。
- 不正受給や貧困ビジネスの介在を排除するため、現物給付の拡大に引き続き取り組むとともに、民間住宅家賃の代理納付の拡充に取り組むこと。

(8) 違法民泊対策

- いわゆる民泊条例が成立したことを踏まえ、違法民泊の実態を把握し、その是正を図ること。

Ⅲ にぎわいづくり

1 世界都市OSAKAブランド委員会の設立

- 大阪の国際的なブランド戦略を構築するとともに、大阪の技術・食・歴史・文化などの魅力を総合的にプロデュースし、大阪の商品・サービス等の世界展開を図るため、大阪ブランド委員会を設立すること。

2 スポーツメギイベントを起爆剤とした観光戦略

- 活力ある高齢社会の実現、観光・文化の活性化等に寄与する国際総合競技大会「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の成功に向け、積極的に取り組むこと。

また、2019～2021年にかけては、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズといった世界的に注目を集めるスポーツイベントが開催されることから、府民のスポーツ振興をさらに進

めるとともに、スポーツを通じた都市魅力を発信できる絶好の機会である。

この好機を捉え、府民の健康増進のみならず府内のスポーツ関連産業の育成に至るまで、スポーツ振興に関する広範囲な分野の施策を実施することができるよう大阪府スポーツ推進計画（平成24年4月）を見直すとともに、『（仮称）スポーツ局』を設置し、施策の一元的な運用を図ること。

3 大阪観光局を中心にオール大阪の観光戦略

（1）アジアからの観光客の誘致

- アジアからの観光客の誘致に努め、受入環境の整備を図り、情報発信に努めること。また、メディカルツーリズムの実現に向けて取り組むこと。

（2）観光力の強化

- 観光庁における「観光立国」の実現に向けた施策と連携するとともに、国や関西広域連合並びに他の自治体との広域連携により、大阪の観光戦略に基づき、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成し、国内外からビジターの獲得に努めるとともに、花と緑・光と水あふれるまちづくりや地域の特色を生かした魅力開発に努めるなど観光施策の推進を図ること。
- 観光産業の振興を推進するにあたっては、大阪城・USJ等の観光施設の集客効果を生かして、国内外における観光プロモーションを一層強化するとともに、大阪の知名度向上と集客力の強化に資するために、大阪フィルムカウンスルと連携し、国内外の映画・テレビドラマ等の撮影の誘致に努めること。
また、これまで整備をしてきた施設などを活用したソフト施策に力を注ぎ、集客魅力の創出、安価で便利な周遊券の利用促進、観光案内機能の向上や観光バスの乗降場等の確保など外国人旅行者を含むビジターの利便性と周遊性を高め、宿泊・滞在型の観光を一層推進すること。
- 水の都大阪の再生に向け、都心の水辺を生かした恒常的なプログラムの充実など、まちの魅力づくりに積極的に取り組むこと。
- 外国人旅行者が急増する中、外国人が交通機関を便利に利用でき、目的地まで到達できるよう、外国語を併記した案内表示の充実などソフト・ハード両面にわたり、サービスの改善を図ること。
- 天下の台所と呼ばれた大阪の観光振興は「食」が重要であることから、その根幹となる農林水産業の振興に努めるとともに、大阪の農業、林業、水産業等、産業そのものを観光振興に活用できるよう取り組みを進めること。
- 大阪府内における宿泊施設の不足を解消するために、「（仮称）大阪府宿泊施設計画」を策定し、年間の宿泊者の想定、必要となる施設数の把握、他府県と受け入れ態勢を協議する場の設定など、戦略的な取り組みを進めること。

（3）大阪観光局

- 観光プロモーションを担う大阪観光局については、数値目標の達成度のみを評価するのではなく、各事業の効果についても検証を行うとともに、巨額の赤字が再び発生することのないよう、ガバナンスの向上に努めること。

（4）クルーズ船の誘致

- クルーズ船の受け入れは、寄港地における経済波及効果も大きいため、堺泉北港においても受け入れのための環境整備を行い、誘致について積極的に進めていくこと。

4 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録等

(1) 百舌鳥・古市古墳群

- 世界文化遺産登録に係る国内推薦を得られなかったことを踏まえ、その原因をしっかりと分析するとともに、地元市と十分に協議・調整の上、大阪府がリーダーシップを発揮して、世界文化遺産登録を早期に実現させること。

(2) 日本遺産の認定

- 地域の歴史魅力や特色を示すストーリーを作成できる具体的な候補の掘り起こしを行うなど、日本遺産認定に向けて積極的に取り組むこと。

5 2025大阪万博の誘致について

- 万博を開催することが、真に大阪・関西の成長・発展につながるとともに、次世代の未来にとって価値あるものとなるよう、方向性を明確に示すこと。

IV まちづくり

1 大阪のまちをつよく

(1) 南海トラフ巨大地震などの防災対策

- 「新・大阪府地震防災アクションプラン」を着実に実行していくため、昨年度に確定した進捗管理手法に基づき、毎年度、各アクションの進捗評価を行ったうえで、府民の生命・財産を守り、万一の場合にも被害の最大限の軽減が図られるよう、取り組むこと。
- 防潮堤、鉄扉の耐震対策については、一日も早く安全な状態を提供できるよう一層の取り組みを進めること。併せて、橋梁や高架道路における耐震性向上のため、補強工事などの耐震対策を早急に進めること。
また、今年4月に発生した熊本地震を踏まえ、震度7クラスの地震が連続して発生しても安全性を確保できるよう対策を講じること。
- 大規模災害発生時等の初期活動を迅速かつ的確に実施するため、防災拠点の効率的な運用とともに、情報通信システムの再整備等、災害時の情報伝達機能の充実、初期初動体制の強化を図ること。
また、災害復旧の迅速化のための地籍調査を推進すること。
- 府民の防災意識や地域の自主防災力の向上を図り、さらに大規模災害時に人命救助や救護活動に万全を期すためにも、府民・行政・防災関係機関との連携に努めるとともに、自衛隊を含めた、より一層総合的な防災訓練の取り組みに努めること。
- 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災活動、避難活動が容易となる安全性の高い都市を形成するため、ヘリポートの整備、広域避難場所の確保、公共施設(学校や庁舎等)の耐震強化、避難路や避難場所となる道路・街路及び公園の整備を進めること。
- 都市の不燃化促進、耐震診断・改修補助制度の積極的な活用等による木造住宅やマンション等の耐震性・防災性向上、多くの府民が利用する大

規模な建築物等の耐震化に対する支援など、災害に強いまちづくりを推進すること。

(2) 密集市街地の解消

- 密集市街地における通電火災を防ぐため、感震ブレーカーの普及促進を図ること。
- 密集市街地整備の目標達成のため、市町村が積極的に取り組めるよう、政策誘導を行い、所要の財源を必ず確保したうえで、市と緊密に連携して、一刻も早く、危険な密集市街地の解消に努めること。さらに、「大阪府都市整備中期計画(案)」において事業休止に位置付けられている整備区間であっても、防災幹線道路については、府民の安全を確保するため、早急に整備着手を行うこと。

(3) 土砂災害対策

- 土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域においては、家屋の移転・補強に係る助成制度の上乗せ、拡充を図ること。

(4) 交通渋滞の解消、インフラの維持管理、環境対策

- 交通渋滞を解消し、安全かつ円滑な交通を確保するため、交差点の立体交差化等の整備に努めること。
- 府民生活の安全確保のため、老朽化した道路、橋梁、河川、下水道などの都市基盤施設については、長寿命化等の延命策に頼るのではなく、施設の確実な更新に努めること。
- 低騒音舗装の整備など道路の騒音・振動対策に取り組むとともに、道路・橋梁などにおいて景観に配慮した整備を進めること。また、都市環境の向上を図るため、保水性舗装の実施を促進すること。

(5) 運輸事業振興助成補助金の適正な予算化

- 全国で一体的に環境・交通安全対策を推進する中央出捐金事業については、府民の健康や安全に直結する重要な事業であることから、これら事業を推進するとともに、来年度の予算には出捐金を含めて予算計上すること。

2 大阪への首都機能・国際機関等の移転等

- 中小企業庁、特許庁等の中央省庁の一部を大阪に移転するよう関係機関に働きかけること。
- 首都圏に匹敵する広域経済圏の形成に向けて、アジア初となる国連事務局の5つ目の主要事務所の大阪への設置に取り組むこと。

3 くらしとまちの再生

(1) 商店街の振興

- 商店街振興に継続的に取り組むとともに、十分な組織体制を構築し、必要な予算を確保すること。また、事業実施に際して、市町村との適切な役割分担の下、主体的に取り組む、事業実施後は、効果検証をしっかりと行うこと。

(2) ふるさと納税制度の拡充

- 大阪府の特産品や観光型、体験型の特典を導入するなど、ふるさと納税制度を拡充し、自主財源の確保に努めること。

(3) 千里ニュータウン・泉北ニュータウンの再生

- 千里ニュータウン・泉北ニュータウンの再生にあたっては、地元市、関係機関、地元商業者などとの協議・検討を進め、開発者である府が責任をもって行うこと。特に、人口減少が目立つ泉北ニュータウンに対しては、より府が積極的な役割を果たすこと。

(4) 府営住宅のあり方

- 現在耐震基準を満たしていない府営住宅については、建替えも含めて、早期に100%耐震化を図ること。
- 指定管理者に対して、他の事業者による良好な取組み事例等の情報提供を行うなど、入居者サービスの向上に努めること。
- 駐車場管理業務委託の入札制度については自治会の意見を踏まえた改善に取り組むとともに、参加、不参加に関わらずすべての自治会に対し丁寧なフォローに努めること。
- 住棟や集会所のバリアフリー化をより一層進めるとともに、中層エレベーターの設置については、予算を確保し、早期に取り組むこと。

(5) 都市緑化等

- 都市緑化施策については、このたびの森林環境税の導入に際し、対策から外されたが、市町村・民間とも適切に役割分担、連携しながら、財源の確保に努めるとともに、必要な対策を早急に進めること。
- 公共施設の屋上緑化の整備を推進するとともに、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出のため、民間建築物の屋上緑化を促進させること。
- 環境保全を推進するため、産業廃棄物の野焼き・野積み、不法投棄等の不適正処理に対しては、市町村・警察と連携のうえ、厳正に対処すること。

(6) 公園の整備

- 多様化する府民ニーズに対応し地域の住民により親しまれ活用される公園となるよう、例えば親子でのキャッチボールや高齢者のゲートボール等、球技もできる多目的広場を設置するなど、個性豊かな公園づくりを進めること。
- 公園の活性化や地域のにぎわいづくりにつながるよう魅力あるレストランやカフェなどの設置について民間活力を導入すること。
- 府民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備充実(例えば、ジョギングコース、フットサルやニュースポーツの拠点づくり、ナイター設備、全天候化など)を図るとともに、遊休地の活用も図ること。

(7) 先行的広域事業のゼロベースでの見直し

- 「先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業」の覚書については、平成27年5月の住民投票の結果を踏まえ、ゼロベースで見直すこと。
- 来年から徴収される宿泊税については、法定外目的税であり、「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」において「既存の行政目的には充てるべきではない」と答申されていることを踏まえ、御堂筋イルミネーション事業へは投入しないこと。

(8) 咲洲エリアの活性化

- 咲洲庁舎については、執務室を確保しながら売却し、空スペースの有効利用がなされるなど、咲洲エリアの活性化に向け、リースバック方式を検討すること。

また、空スペースについては、現在不足している宿泊施設に利用できるようホテルへの改修を行うなど、様々な角度から検討を進めるとともに、活用方策について広くアイデアを公募するなど、あらゆる可能性を検討すること。

- (9) 地域コミュニティの醸成等に向けた公営住宅等のストック活用
- 街の再生、地域コミュニティの醸成、ボランティアネットワークの構築に向け、公営住宅、公共スペースの開放、空き家バンク創設による空き家の利活用を通じ、地域の子どもから高齢者まで集える場の創出に努めること。

V 大阪の産業を元気に

- (1) 『(仮称)大阪・アジア連携局』の設置

- 東南アジア諸国の経済成長に貢献するとともに、府内企業の海外進出を支援し、経済交流をより強力に推進するために『(仮称)大阪・アジア連携局』の設置を行うこと。

- (2) 法人府民税均等割に係る超過課税の基金化

- 法人府民税均等割に係る超過課税の税収については、中小企業の経営基盤の強化に努めるなど、大阪経済の成長に資することが明確となるよう、税収の用途について、その内容・金額を公表するとともに、他府県と同様に基金化するなど「見える化」を図ること。

- (3) 中小企業支援

- 中小企業や業界団体、商店街などの受発注や販路拡大など経営力強化のための支援とともに、中小企業の人材育成や確保に努めること。
- 資金繰りに悪影響を及ぼさないよう、商工会議所等の関係機関とも連携して金融支援や経営改善に取り組むとともに、法人事業税及び法人府民税の減税を行い、中小企業支援を行うこと。
- 高等学校における「キャリア教育支援体制整備事業」成果発表会の開催に際しては、事前に情報提供し、中小企業からの見学を受入れること。
- 「大阪府中小企業振興基本条例」に対する府民の認識と理解を深めるため、同条例が施行された6月15日を「中小企業の日」として定め、職員対象の研修会の実施や関連行事を開催しPRすること。

- (4) 世界一を支える大阪（ものづくり企業のアピール）

- ものづくりの国内外での販路を開拓するため、「売れる」商品づくりに向けて市場動向・ニーズを捉えた製品開発や技術課題の解決を支援するとともに、より効果的な商談機会を創出するための展示会の誘致や、受注機会を拡大するためのテーマ別商談会の開催や海外バイヤーとの商談支援、海外見本市等への共同出展の支援を行うなど、中小企業を中心とした大阪のものづくり企業の実力を広くアピールするような取り組みを積極的に行うこと。

- (5) 大阪の農林水産業の活性化

- 農業の6次産業化の推進にあたっては、若者・女性の参画拡大を図ること。また、新たに6次産業化に取り組む事業者に対する支援を強化すること。
- 大阪産(もん)については、農産物以外のキジハタなどの水産物について

も消費拡大を図るため、大阪産の魚介類の新鮮さ、美味しさについて積極的に情報発信を行うこと。

- 「木のぬくもりネットサポーター」として登録された設計士、工務店等との連携を強化し、木材製品の高付加価値化を図るとともに、「おおさか材認証制度」のPRを通して、府内で産出される良質な木材の活用を進めること。
- 農林水産業の活性化を図るため、販路拡大や生産技術支援を積極的に行い、成長産業化を進めること。また、府内市町村をはじめ商工などの関係団体と連携し、大阪産(もん)の情報発信を進めること。
- 新たな農地制度の円滑な実施に向けて取り組むとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする府内農産物の需要拡大などにより、都市型農業の振興を図ること。

(6) 科学技術の振興

- 都市の再生には経済の活性化が不可欠であることから、新しい価値を生み出す科学技術の振興を図るとともに、産学官連携を強化し、関西の優位性を生かしながら、今後の成長が期待される「環境・エネルギー」「健康・医療」「ICT」関連の3つの産業分野の育成・振興に努めること。
- 「環境・エネルギー」「健康・医療」「ICT」関連産業分野において、事業化を支援する仕組みをさらに充実し、新商品・新サービスの開発や産学官と連携を進めることにより、各分野の先進地域を目指して取り組むこと。

(7) 都市力強化のための経済再生

- 「国際戦略合特区」の推進により、戦略拠点の形成に向けた取り組みを進めるとともに、産学官連携による知的創造活動の強化や成果の事業化・新ビジネスの創出を促進するなど、大阪経済の活性化に努めること。
併せて、成長産業分野の事業所や工場などの立地・定着を促進するため、「国際戦略総合特区」の制度を最大限活用するとともに、立地支援の充実に努めること。

また、特区指定については、大阪市域等に偏在することなく、大阪府全域の発展を見据えたものとする。

- 「環境・エネルギー」や「健康・医療」をはじめ、大阪の強みを活かすことができ、今後、市場の成長が期待される産業分野への中小企業の参入を促進すること。

特に、iPS細胞を活用した新医療分野における研究・製造、燃料電池車の生産・部品供給、再生可能エネルギーの研究開発・実用化など、新しい成長産業における中小企業の参入を支援し、アジアや世界への販路開拓を推進すること。

(8) 電力供給確保等エネルギー政策

- エネルギーの安定供給のために必要となる太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電などあらゆる再生可能エネルギーや、コージェネレーションなどの分散型電源、蓄電池などの導入拡大を目指すとともに、新たなエネルギー源の研究・開発を積極的に推進し、それらの事業を通じて、地域分散型エネルギーシステムの確立を図ること。
- 環境・エネルギー産業集積のモデルエリアを設定するなど、民間施設などへの再生可能エネルギーなどの導入促進やスマートコミュニティの推進等に取り組むこと。

- 中小事業者の省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援する施策に取り組むこと。
 - 今日の多様化した環境問題に対処するため、環境教育の一層の充実を図ること。
- (9) 就労対策等
- 大阪経済の活性化に向けて、その担い手となる若い世代や女性が能力を十分に発揮し働くことができるよう、就業支援の充実を図ること。
 - 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、「生活保護法の一部を改正する法律」とともに成立した「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援制度」が実効あるものとなるよう、府として積極的に取り組むこと。
 - 雇用状況の改善に向け、若年者をはじめ障がい者、ひとり親家庭の親や高齢者など就職に向けた支援が必要な人への就業を支援するため、国等と連携しながら職業相談や職業紹介事業の推進を図るとともに、生活困窮者自立支援制度と連携して取り組むこと。
- (10) 公契約条例の検討
- 公契約にかかわる労働者の公正労働基準や労働関係法の遵守を徹底し、地域循環型の経済構造を促し、大きな経済波及効果を生み出すため、公契約条例の導入について検討すること。

VI 交通ネットワークをひろげる

- (1) 高速道路等の整備等
- 阪神都市圏の高速道路料金について、料金体系の一元化等、利用者の視点に立った利用しやすい料金体系が実現されるよう、関係機関と協議を進めるとともに、新たな料金体系が導入される際には、早めに周知を行い、利用者が混乱しないよう努めること。
 - 都市計画道路大和川線常磐東開削トンネル工事について、工法変更に伴う供用開始時期の延期や予算の増加が二度と生じないように厳正に工事の進捗管理を行うこと。
 - 淀川左岸線2期区間については、交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成するものとして、事業の着実な推進が図られるよう事業者に働きかけるとともに、大阪都市再生環状道路の一部を構成しミッシングリンクとなっている淀川左岸線延伸部については、早期実現に向け、計画の推進に努めること。
 - ビッグデータを活用した都市交通の最適化、大型バス駐車場の整備推進など、インバウンド戦略としてのインフラ整備を推進すること。
- (2) 鉄道ネットワークの整備等
- おおさか東線の整備について、平成30年度末に完成することができるように、関係機関と協議し、積極的に取り組むこと。
 - 大阪モノレールの門真以南の延伸については、引き続き関係市と十分に協議しながら、着実な事業の推進を行うこと。
 - 彩都東部地区のまちづくりにあわせた交通インフラの整備を推進すること。

- なかもず駅については、南海高野線、泉北高速鉄道線と地下鉄御堂筋線との乗り継ぎ駅として多くの方が利用する交通結節駅であることから、その利便性のさらなる向上に向け駅の乗り継ぎの改善に取り組むこと。
 - リニア中央新幹線について、東京～大阪間全線同時開業を求める方針を堅持し、その実現を関係機関に積極的に働きかけること。
 - 北陸新幹線の早期事業着手及び関西国際空港を起点としたネットワークの構築に向けて、関係機関に働きかけること。
- (3) 関西国際空港の活用
- 関西国際空港のLCC拠点化を拡大するとともに、同港における訪日外国人の急増に対応するため、出入国手続きの迅速化を図る体制整備等、訪日外国人の受入環境の整備を国に働きかけ、関空のさらなる利活用を図ること。
- (4) 府営港湾の活用
- 空港と並ぶ物流拠点である「府営港湾」の特色を生かし、国内外からの集荷集客等を促し「賑わいのある港」の実現をはかること。また、港湾運営会社を十分に活用した取り組みを進めること。

Ⅶ 大阪府政の立て直し

(1) 収支見通しの検証

- 平成27年度は、当初予算で財政調整基金の取崩しを約599億円と見込むなど、厳しい収支見通しであったにもかかわらず、決算では30億円の取崩しにとどまり、実質収支は一般会計ベースで54億円の黒字とされているが、平成27年度決算における収支が当初予算から大幅に改善した要因を検証するとともに、収支見通しの在り方を見直すこと。

(2) 知事重点事業等の効果検証

- すべての知事重点事業について、早急に効果検証を行い、検証結果を議会に提示すること。

(3) 優秀な人材確保・組織体制の強化

- 公募部長、公募校長制度は問題点のみが顕著に目立つことから、原則公募制を廃止し、「公募することができる」とする規定に改めること。
- 相対評価による人事評価については、本来の人事評価制度の目的が達成されているとは言い難いため、制度を抜本的に見直すこと。

(4) 特別顧問・特別参与の活動の見える化

- 特別顧問等の活動の実態に鑑み、報酬等について、審議会委員と比較して殊更差を設けるほどの違いがない状況である以上、高額な報酬を受けている特別顧問等の活動をもっと府民の目に明らかにするために、特別顧問等の活動の見える化を速やかに進めること。

(5) 新公会計制度の活用

- 財務状況を的確に把握し、コスト分析や施策評価など、府政運営に資する制度として、新公会計制度を活用するとともに、「財政の見える化」に努め、府民にとって分かりやすい内容とすること。併せて大阪版新公会計制度のメリットを積極的に府内の市町村に情報発信し、制度の普及を図ること。